

**需要家主導型太陽光発電導入支援事業  
(令和5年度補正予算三次公募)  
一次公募・二次公募からの変更点に関する説明会**

2025年1月

**需要家主導型太陽光発電導入支援事業につきましては、  
来年度以降の公募予定はございません。**

**本公募が最終実施となる見込みです。**

**なお、既に採択された事業につきましては、従前どおり実施してまいります。**

### ■本補助事業の実施背景・目的

### ■一次公募・二次公募からの変更点に関するご説明

- 三次公募における変更点/注意点の概要
- 三次公募における実施事業について
- 複数年度事業の要件について
- 1年度目の計画分の事業完了期日について

# 本補助事業の実施背景・目的

## 本補助事業の実施背景・目的

### 背景

- ▶ 電力需要の観点では、経済成長や電化率の向上等による電力需要の増加を見込む中、徹底した省エネルギーの推進により、エネルギー効率の改善を進めている
- ▶ 他方、電力供給の観点では、化石電源比率の引き下げ、原発依存度の可能な限りの低減を目指し、再生可能エネルギーの導入を推進している



### 本事業の目的

- ▶ **需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自律的な導入拡大を促進する**
- ▶ **全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができるFIP認定発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す**

# 一次公募・二次公募からの変更点に関するご説明

## 三次公募における変更点・注意点の概要

■三次公募においては、一次・二次公募から変更した点が複数ございます。注意点と共にご確認いただけますと幸いです。

カテゴリ	変更点・注意点の概要	詳細ページ
三次公募における 変更点	<b>1</b> ▶ 三次公募における実施事業は、 <b>需要家主導型太陽光発電導入支援事業における複数年度事業のみとなります</b> （単年度事業、再生可能エネルギー電源併設型電池導入支援事業の実施は致しません）	P.8
	<b>2</b> ▶ 一次公募・二次公募時の公募要領に記載のあった、 <b>複数年度事業の要件における申請事業の規模、各年度毎の事業比率に関する要件を撤廃いたしました</b>	P.9
	<b>3</b> ▶ 三次公募における <b>1年度目の事業完了期日につきましては、令和7（2025）年3月14日に設定しております</b> （一次公募・二次公募時は2月28日に設定）	P.10
三次公募申請に 際しての注意点	▶ 三次公募においては、採択後の交付申請期間が非常に短くなるため、 <b>採択後の交付申請手続きに迅速にご対応いただく必要がございます。</b>	—
	▶ 交付決定以降、 <b>1年度目の事業完了期日までに事業を着手頂く必要がございます</b>	
	▶ 補助率については、 <b>二次公募時より変更はございません</b>	
	▶ <b>申請書類の押印に時間を要する場合は、柔軟に対応しますので個別に事務局へご相談ください</b>	

# 三次公募における実施事業について

■三次公募における実施事業は、需要家主導型太陽光発電導入支援事業における複数年度事業のみとなります

↓三次公募における実施事業↓

## 需要家主導型太陽光発電導入支援事業

FIT・FIP制度及び自己託送によることなく再生可能エネルギーを活用する需要家の電気の需要を満たすことを目的とした太陽光発電設備等を、需要地外に新規に取得、設置する事業

## 再生可能エネルギー電源併設型電池導入支援事業

FIP制度に基づく再エネ発電設備に併設する蓄電池を新規に取得、設置する事業

×

×

単年度事業

複数年度事業

単年度事業

複数年度事業

## 複数年度事業の要件について

- 一次公募・二次公募時の公募要領に記載のあった、申請事業の規模、各年度毎の事業比率に関する要件を撤廃いたしました

### 三次公募における公募要領では、**下記の要件を撤廃いたしました**

(参考) 一次公募・二次公募時の公募要領上の記載※抜粋

<b>1.申請事業の規模に関する要件</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 本補助金では、特別高圧等の事業規模が大きく（原則として補助対象経費が20億円以上の事業）、単年度での実施が困難な事業であって年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができる。</li></ul>
<b>2.各年度毎の事業費比率に関する要件</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 複数年度事業の各年度あたりの事業費は、1年度目は全事業費の44%、2年度目は同35%、3年度目は同21%を目安として計画すること。</li></ul>

## 1年度目の計画分の事業完了期日について

■三次公募における1年度目の事業完了期日につきましては、令和7（2025）年3月14日に設定しております

### 三次公募における事業完了期日の公募要領上の記載※抜粋

#### 三次公募における 事業完了期日

補助対象設備の運転を開始した日を事業完了日（複数年度事業の最終事業完了日）とし、原則として令和9（2027）年2月26日までに補助事業を完了させる必要があります（支払いを含む）。

**1年度目の計画分については、令和7（2025）年3月14日までに補助事業を完了させること。**

2年度目の計画分については、令和8（2026）年2月27日までに補助事業を完了させること。

3年度目（最終年度）の計画分については、令和9（2027）年2月26日までに補助事業を完了させること。

※申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合は、補助対象とならない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに事務局に連絡すること。

## 需要家主導型太陽光・蓄電池導入支援事務局

電話

03-4590-7681

(受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00／土日・祝日は除く)

URL

需要家主導型  
太陽光

<https://saiene-support.jp>